

04 総務省(構造特区第26次 検討要請回答).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
040010	公立大学法人の知的財産権の出資に対する規制の緩和	地方独立行政法人法第21条、70条	公立大学法人の行う業務は「大学又は大学及び高等専門学校の設置及び管理」並びに「これに附帯する業務」に限定されており、これ以外の業務を行うことは認められていない(地方独立行政法人法第21条、70条)。このため、公立大学における技術に関する研究成果の活用を促進する事業を実施する者に対する出資については、公立大学の業務に該当せず、認められないものと解されている。	公立大学法人の行う業務は「大学又は大学及び高等専門学校の設置及び管理」並びに「これに附帯する業務」に限定されている(地方独立行政法人法第21条、70条)。この規制を緩和し、特区の特例として認められた公立大学法人は、法人が自らベンチャー企業への出資を行うことを例外的に認めることを要望する。これにより、優れた研究成果(知財)をもってベンチャー企業として起業する場合には、大学が支援することにより、特区での地域活性化、成長戦略実現に資することとなる。	<p>＜特例を設ける趣旨＞大学発の有望な研究成果が産業化されることは地域社会の活性化にとって重要な役割を果たす。一方で設立間もないベンチャー企業は企業としての経営基盤が弱く、不安定な存在である。ベンチャー企業の社会的信用の補完として公立大学が出資を行うことは有用であり、公立大学法人がベンチャー企業に直接出資して、経済活動の活性化を図り、地域活性化の起爆剤となるように推進したい。</p> <p>＜出資の方法＞</p> <p>大学が保有する知財(特許)を大学発ベンチャー企業に現物出資する。現物出資に対する価格評価方法については、特許群の現物出資の場合はこれまでに要した特許費用及び開発経費の一部とする。特許群の一部現物出資についても、同様にこれまでに要した特許費用、今後の特許費用概算及び開発経費の一部から算出する。出資価格の適正評価については、顧問契約している特許法律事務所への評価依頼及び監査法人での評価依頼を元に大学の発明委員会にて審議して決定する。なお、出資の意思決定については、大阪市立大学産学官連携推進本部が大学発ベンチャー企業への支援が適当であるかを判断のうえ、本学役員会及び本学教育研究評議会における承認を得ることを必要とする。</p>	F	I	<p>地方独立行政法人制度においては、国の独立行政法人制度の考え方にない、法人の業務等が自己増殖的に膨張することを防止するため、対象業務を厳格に定めるとともに、出資についても明確な法律上の根拠を要することとされてきたところ。</p> <p>また、公立大学法人の運営費の多くは設立団体が負担していること、公立大学法人が解散したときの残余債務は設立団体に帰属するとされていることなどから、公立大学法人の財務状況は、地方公共団体の財政運営に多大な影響を与えるものと考えられる。</p> <p>さらに、地方独立行政法人法上、収益事業を実施することは想定されておらず、公立大学法人がベンチャー企業に出資することを可能とした場合、実質的に収益事業の実施とみなされる事態を許容することになりかねないことから、このような特例措置を設けることについては、極めて慎重に検討しなければならぬ。</p> <p>このことから、仮に、公立大学法人の研究成果を社会に還元するため公立大学法人が他の法人等に対して出資を行うことを認めるとしても、上記のような地方独立行政法人制度の趣旨や経済的リスク等の観点から、外部の有識者の意見等も踏まえつつ、どのような手法によるかが適当かも含め、出資の目的や出資先となる者の範囲、出資に係る手続き等について、十分な検討を行い決定することが必要であり、直ちに措置することは困難。</p> <p>そのため、平成27年度に総務省において検討を行い、国立大学法人の制度も踏まえ、①公立大学法人が出資を行うことの是非、②出資を行うことを認めた場合の出資の方法・目的や出資先の範囲、③出資を行う場合に必要となる手続き等について検討し、平成27年度中に結論を得ることとする。</p>		1 0 1 0 0 1 0	大阪市、大阪市立大学	大阪府	総務省 文部科学省
040020	地方自治法施行令第167条の2第1項第4号で定める随意契約要件の拡大	地方自治法施行令第167条の2第1項第4号	地方自治法施行令第167条の2第1項第4号の規定に基づき、地方公共団体が随意契約によることができる場合は、総務省令で定める手続きにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる契約をすることとされている。	地方自治法施行令第167条の2第1項第4号の規定では、現行上、物品の買入れ時のみ随意契約によることを認めているが、買借契約時にも随意契約を可能とする。	<p>現在、長野県では、地方自治法施行令第167条の2第1項第4号の規定に基づき、県が随意契約による購入を可能とすることで、新商品の市場における信用力を高めること等を目的に運用しているが、買借契約の規定がないため、リース契約などの公共調達ができない状況である。したがって、随意契約による新商品の買借を可能とすることで、県における新商品の調達などの活用幅を広げ、ベンチャー企業の発展等を支援する。</p> <p>【提案理由】</p> <p>自治法施行令第167条の2第1項第4号の規定に基づき、現在長野県では、新商品の生産により、新たな事業分野の開拓を図る者の認定制度を設け、当該事業者が開発した新製品を随意契約で購入し、新商品の信用力を高めるとともに、全国的に製品のPRを行っているところである。しかし、新商品の中には、災害対応などで期間を限定して使用するトレーラーハウスなど、永続的に所有する商取引を行わない形態も生じている。そのため、当該制度の活用にあたり、物品の購入のみならず買借契約の締結を認めることで、新商品を開発した事業者への支援の充実を図る。</p>	F	II	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第4号に基づく随意契約については、契約の相手方を総務省令で定める手続きにより新商品の生産をすることで新たな事業分野の開拓を図る者と長が認定したものとされたことから、その相手方が明確に限定されるものであり、また、総務省令においては認定の際に実施計画の提出を求めること等とされ、当該計画に基づき生産される新商品としての物品の買入れに限定されるものであることから、地方公共団体の契約方式の原則のうち、透明性及び公正性の原則の支障にならないこと等につき整理することができたため、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に位置づけられたところ。しかしながら、今回提案の買借契約を随意契約の対象とすることが、地方公共団体の契約方式の原則の支障にならないものかどうかについては、改めて検討する必要がある。</p>		1 0 2 5 0 1 0	長野県	長野県	総務省
040030	地下街の安全性・快適性の向上・強化の促進	消防法施行令第9条第2項、消防令第32号(昭和50年3月11日)	消防法施行令第9条の2において、特定防火対象物の地階で消防長又は消防署長が指定したものに、地下街と一体をなすものとして取り扱うこととしている。昭和50年3月11日消防庁安全救急課長通知において、消防組織法第37条に基づく助言として、地階と地下街が一体をなす場合の判定基準及び指定方法を示している。	地下街と沿道建物を接続する場合の取扱いについて、地下街ごとに異なる安全性等の状況に応じた性能評価により柔軟に運用する。	<p>性能評価による柔軟な運用により、地下街に接続している特定防火対象物の再開発が促進され、地下街と再開発建物が一体となって地下空間の安全性の向上が図られ、都市機能の集積・高度化が進むなど、ターミナル機能強化に寄与する。</p> <p>提案理由</p> <p>特定防火対象物の地階と地下街が接続している場合の特定防火対象物の地階と地下街とが一体をなすかどうかの取扱いについて、既存地下街の安全性に関わらず、全国一律の仕様規定になっているため、地下街に接続している特定防火対象物の再開発にあたって制約を受けている。</p>	D	-	<p>消防法施行令第9条の2は、消防長又は消防署長が各地域における地下街の安全性を判断できるよう、消防長又は消防署長が地下街の一部として取り扱う特定防火対象物の地階を指定することとしている。なお、昭和50年3月11日消防庁安全救急課長通知は、消防組織法第37条に基づく助言である。</p>	リニア・スーパーターミナル特区	1 0 2 7 0 6 0	名古屋市、名古屋鉄道(株)、三井不動産(株)	愛知県	総務省 国土交通省

04 総務省(構造特区第26次 検討要請回答).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
040040	非接触型ICカードによる電子マネーを活用した地方自治体への寄付を可能にする規制緩和	地方自治法第231条の2	地方公共団体の歳入の収入方法は、現金、証紙、口座振替、証券及びクレジットカードによる方法が可能となっている(地方自治法第231条の2第1項、第3項及び第6項)。	非接触型ICカードによる電子マネーを活用した地方自治体への寄付を可能にする、規制緩和。以下の項目のほか、事業の実現に必要なその他の規制緩和 ① 電子マネー(非接触型ICカード)を公金の納付方法の一つに規定する。	鎌倉市は、年間延べ2,300万人ともいわれる観光客が訪れるとともに、古都としての性格から、後世に残すべき文化財やみどりにも恵まれた自然環境を豊富に抱える、特色ある都市である。 このような特色の中、まちを形作る都市インフラや、保存すべき文化財等を約17万人の市民負担のみで適正に整備・維持管理することは、厳しい財政状況や施設の老朽化の中で限界となり、住民サービスをも圧迫しかねない、大きな課題となっている。 このため、観光客も鎌倉のまちづくりの一員として捉え、訪れた際に、行政(鎌倉市)への一定の寄付を行っていただくことで、よりよい観光インフラ提供により観光都市としての価値を高めるとともに、後世に残すべき資産を適切に保持していただくため、本事業に取り組んでいるところである。 具体的には、観光客が実際に訪れる場所で、簡便な方法により寄付を可能とすることが本事業の大きなポイントであり、現在交通機関の利用に必須ともいえる、既存の非接触型の交通系ICカードによる電子マネーを活用することによりはじめて事業が実現する。この際に、地方自治体が公金を収納することについて、法規制により実現が難しいことから、この緩和を求めるものである。	C	-	地方公共団体における歳入の収入方法として、非接触型ICカードを位置づけることについては、国民の利便性を高める観点から昨年度に検討を行い、以下の課題があることが判明したため、これを現状において緩和することは困難。 (i) 地方公共団体の歳入の収入方法は、当該歳入につき、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を明らかにした上でなければ、歳入することができないこと(地方自治法第231条) (ii) 非接触型ICカードにはプリペイド方式とポストペイ方式によるものがあり、この違いにより歳入の納付に係る非効率効果の発生時期や遅延金に影響が生じうること (iii) 電子マネー事業者は多様であり、当該事業者の倒産によるリスクは地方公共団体が負うこととなること (iv) クレジットカードと異なり電子マネーは与信審査が無いこと なお、これらの課題の克服ができるか否かについては、今後、検討していきたいと考えている。	非接触型ICカードによる電子マネーを活用した地方自治体への小口寄付	1 0 2 9 0 0 1 0	鎌倉市	神奈川県	総務省
040050	行政財産の目的外使用に係る行政手続の変更	地方自治法第238条の4	地方公共団体の行政財産をその用途又は目的を妨げない限度において使用する場合、当該地方公共団体の長等から使用の許可処分がなされることにより使用が可能となっている。	農林水産業の関係者が農業高校等の教育施設において、地域の農林水産物を活用した加工品の開発や研修等を行う場合、その都度、地方自治法に基づく知事の使用許可を得るのではなく、届出とする。 なお、届出については、その施設が公用又は公共用のため必要が生じた場合は、その用途又は目的を優先する旨記載して提出するものとする。	<背景> 地域の農業者等が農林水産物を利用した加工品の開発や研修等を行うことは、農林水産物の付加価値を高め所得の向上を図るだけでなく、地域のコミュニティー醸成にも重要な役割を果たしている。 しかしながら、加工品の開発や研修等を行う際に、利便性の良い加工施設等が十分に整備されていない地域も存在する。 このような中、地域資源である農業高校の加工施設等を活用することが重要であり、地域の農林水産物を利用した付加価値の高い加工品の開発や、若い担い手等とも連携して研修等を行うなど、開かれた農業高校による6次産業化などの支援を推進すること必要である。 <提案理由> 現在、地域の農業者などが加工品の開発や研修等を行うために、農業高校の施設を利用する場合は、その都度、知事(県規則により学校長に委任)の使用許可を得なければならず、農業者などには事務の負担となり、利用しにくい状況である。また、使用許可までに一定の時間を要するため、農業者などのニーズに速やかに対応することができない状況となっている。 このため、地域の農業者などが加工品の開発や研修等を行う際に農業高校を使用する場合は、届出により施設の使用を可能とすることで、利便性の向上を図り、6次産業化などの推進や若い担い手の育成にも寄与することができる。	C	-	地方公共団体の行政財産は、当該団体の行政執行の物的手段として行政目的の効果的な達成のために利用されるべきものであるため、これを交換し、売り払い、譲渡し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することを認めることは、行政執行の物的手段としての行政財産の効用を減少し、ひいては行政目的を達成しがたくなるおそれがあることから、原則として、私法上の関係において運用することを禁止している(地方自治法第238条の4第1項)。 しかしながら、行政財産によっては、本来の用途又は目的外に使用させても、場合によっては積極的に行政財産自体の効用を高めることもあり、また、行政財産の本来の用途又は目的が阻害されない限り、行政財産の効率的利用の見地からみて、その用途又は目的以外についても使用を認めることが適当であるため、行政上の許可処分として使用することが認められている(同条第7項)。 上記の許可制度を届出制度に変更することにより、行政財産の使用を地方公共団体の長等に一方的に届け出ることによって、当該行政財産の目的外使用が可能となってしまう、当該行政財産の本来の目的を阻害するばかりでなく、長等による適正な管理にも支障を来すものであるため認められない。 なお、提案理由は「農業高校の施設を利用する場合は、その都度、知事(県規則により学校長に委任)の使用許可を得なければならず、農業者などには事務の負担」とのことであるが、行政財産の目的外使用許可に係る事務手続は地方公共団体において定めることとされているところであり、当該地方公共団体において手続を見直すことにより、直ちに負担解消を図ることが可能であると考え。	農林水産物を基軸とした地方創生プロジェクト	1 0 3 2 0 4 0	熊本県	熊本県	総務省
040060	行政財産の目的外使用許可に係る料金設定の要件緩和	地方自治法第225条、第228条	地方公共団体の行政財産を地方自治法第238条の4第7項の規定に基づく許可処分により使用させる場合、当該行政財産の使用につき使用料を徴収することができ(同法第225条)、また、当該使用料に関する事項は条例で定めなければならない(同法第228条)。	公共施設等に自動販売機等の設置をする場合における行政財産の目的外使用に係る使用料について、売上に応じた徴収金額の設定を可能とする。	行政財産の目的外使用に係る使用料の徴収については、地方自治法第228条により「条例により定めなければならない」とされている。公共施設等に自動販売機等の設置をする場合、その徴収金額は、当該使用に係る物的施設の維持管理費の全部又は一部を特定人が特定の利益を受けるという点に着目して、当該特定人に負担させることをその根拠とするもので、貧富の差など応能的な見地から差等を設けることはできないと解されている。 当市の厳しい財政状況の中、市有財産の有効活用及び新たな歳入を確保し、将来、施設の修繕に充てるための基金への積立ができるよう、地方自治法について、売上に応じた徴収金額の設定を可能とする特例措置の創設を求める。	E	-	地方自治法(以下「法」という。)第225条の使用料は、法第234条の4第7項の規定による行政財産の目的外使用又は公の施設の利用に対し、その反対給付として徴収されるという性質を有するものである。 行政財産の目的外使用に係る使用料の設定方法については、法第228条により使用料に関する事項については、条例でこれを定めなければならないとされていることのほか、法及び地方自治法施行令では定められていない。		1 0 4 2 0 0 1 0	広島県三次市	広島県	総務省